

令和 8 年 6 月
国 税 庁

「法人の青色申告の承認の取消しについて」の一部改正について（事務運営指針）

改正の趣旨

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年財務省令第 18 号）により法人税法施行規則第 59 条の 2（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）の規定が創設されたことに伴い、所要の整備を行ったものです。

以上